

## 労働運動と労働者自主福祉運動の過去・現在・未来

高橋 均 中央労福協前事務局長・元連合副事務局長

### 目次

- はじめに
- 一 労働運動と労働者自主福祉運動の関係性  
（その沿革）
- 二 労働運動と労働者自主福祉運動の関係性  
（過去と現在の変化）
- 三 戦後労働運動の分立・対立と  
労働者自主福祉運動への影響  
（未来に向かって）

者自主福祉運動と呼ばれるのは、労働組合が労金・全労済と一緒に「ともに運動する主体」として普及活動を行ない、共助の運動を進めてきたからだと言える。ところが最近では、その関係が「業者」と「お客さま」の関係に変容してきたと指摘されている。単に歴史を忘れただけなのか、過去の分立・対立した労働運動の歴史が、自主福祉運動の現在に反映されている側面はないのか、それらを克服して未来を語ることができないか。労働運動と労働者自主福祉運動の過去・現在の関係性、そして未来に向かっての課題を提起したい。

（日本協同組合同盟）のちの日本生協連など三六の団体が、その枠組みを超えて連帯し、労働組合（総同盟、産別会議、全日労）と生協（日本協同組合同盟）のちの日本生協連）など三六の団体が、その枠組みを超えて連帯し、労働者の暮らしの安定をめざして共同行動を行なう運動母体を結成した。それが一九四九（昭和二四）年八月三〇日に設立された中央労福協の前身、中央物対協（労務者用物資対策中央連絡協議会）である。「この協議会を産業別単産および単産の上部組織（中央労働団体）の枠を超えたものとし……労働者の生活福祉問題解決のための組織」としてスタートしたのである。「福祉はひとつ」という組織の枠を超えた労働者の視点に立った運動体の誕生であった。

翌一九五〇（昭和二五）年七月の日本労働組合総評議会（総評）結成直後の九月一二日に

労働者福祉中央協議会（中央労福協）は、戦後間もなくすでに分立していた労働組合と生協が、不足している生活物資を共同して調達しようと、上部組織の枠を超えて作られた組織である。そして、それを母体に労働金庫（労金）や全労済が誕生してきた。労金・全労済が、労働

合が共同して、各地で隠匿物資の摘発や適正な配給、生活必需品の民主的管理、作業衣服の確保、木炭の払い下げなどを要求する切実な運動を行なつていた。

こうした状況のなかから、生活物資の確保をめざした運動を全国的に結集して共同行動の機関を作ろうという機運が高まり、当時すでに政治的イデオロギーによって分裂・分立していた

はいるものの、多くの学識経験者をはじめ労働省、厚生省、建設省、運輸省、文部省、経済安定本部などの局長クラスや各新聞社の論説委員クラスなどを賛助員とするなど幅の広さを持つていた。

その後、一九五七（昭和三二）年には「中央労福協（労働福祉中央協議会）」に名称変更、そして一九六四（昭和三九）年に現在の「中央労福協（労働者福祉中央協議会）」となつた。中央労福協は結成と同時に中央労福協の動向に呼応するように各都道府県に呼びかけ、つぎつぎに「労福協」が結成され、現在では四七都道府県すべてに地方労福協が作られている。

## 2 労働者のための銀行を

（質屋と高利貸しからの解放を求めて）

一九四九（昭和二十四）年一一月の総同盟第四回大会の方針は、「従来の団結強化の叫びは口頭禪の傾きがあつたことを深刻に反省しなければならない……組合員は一つの闘争が終結すれば組合に対する関心が稀薄となり」としたうえで、相互扶助の精神に立脚した自主的な共済事業と労働銀行の創設が決議されている。一九五〇（昭和二十五）年七月の総評結成大会でも「スト資金積立て、罷業金庫・中央労働金庫設立の方針が掲げられた。さらに、一九五一（昭和二六）年三月の総評第二回大会では、「豊富な闘争資金を持ちながら金融機能を持たない……いわんや労働者個人の生活資金の融資に至つては、銀行に預金を持ちながら、一切融資の途

を絶たれているので、高利の質屋か闇金融にたり、益々生活の窮屈に拍車をかけている」と、「労働銀行設立に関する件」が独立した議案として取り扱われている。

これらを推進するために中央労福協を中心とする「生活物資対策の充実と労働金庫の設立」という協議の場が作られ、一九五三（昭和二八）年の労働金庫法制定の大きな動力となつたのである。そして、質屋と高利貸しからの解放をめざした「労働者の労働者による労働者のための銀行」としての労働金庫が全国に誕生していくことになる。

労働金庫設立には生協陣営の多大な協力があつたことを特記しておかなければならぬ。

一九四八（昭和二三）年に制定された「消費生活協同組合法」では信用事業が認められなかつた結果、生協の資金需要を確保するうえで、独自の信用事業の創設が何よりも必要であったからである。実際、一九五〇（昭和二十五）年九月に岡山で設立された労金（当時は信用組合）は生協が中心になっている。また、労金法上、一号会員の労働組合に次いで生協が二号会員にも前に位置づけられている。も前後に位置づけられている。

（設立直後の大火に迅速に対応し信頼を得る）

## 3 労働者の手で共済を

（労働者共済事業<sup>(3)</sup>についても、一九五一（昭和二六）年一一月の中央福対協第三回総会で、互

助共済事業を高めるための「共済事業の具体化」が決議され、この決議にもとづいて「全国共済連絡会議」が設置されることになった。そして、一九五四（昭和二九）年に大阪で、翌年には新潟で先駆的に火災共済事業が立ち上がった。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、当時戦後最大といわれた新潟大火災<sup>(4)</sup>が発生したのである。共済事業の財政基盤がまだ十分整つた。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、

共済連絡会議が設置されることになった。そこで、一九五四（昭和二九）年に大阪で、翌年には新潟で先駆的に火災共済事業が立ち上がり、新潟大火災<sup>(4)</sup>が発生したのである。共済事業の財政基盤がまだ十分整つた。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、当時戦後最大といわれた新潟大火災<sup>(4)</sup>が発生したのである。共済事業の財政基盤がまだ十分整つた。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、

共済連絡会議が設置されることになった。そこで、一九五四（昭和二九）年に大阪で、翌年には新潟で先駆的に火災共済事業が立ち上がり、新潟大火災<sup>(4)</sup>が発生したのである。共済事業の財政基盤がまだ十分整つた。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、当時戦後最大といわれた新潟大火災<sup>(4)</sup>が発生したのである。共済事業の財政基盤がまだ十分整つた。ところが、新潟では発足後わずか五ヵ月で、

## 二 労働運動と労働者自主福祉運動の関係性（過去と現在の変化）

### 1 労働運動と生協の関係の変容

（中央労福協が労働運動と生協を母体にして誕生）

生し、労働金庫はその労福協・労働組合・生協を母体に作られ、最初に設立された労働金庫（当時は信用組合）は、生協を母体にして岡山で誕生したことは、先に述べた。にもかかわらず、今日その関係にはそれぞれ温度差が生じている。たとえば、生協は今も中央労福協の主要な加盟団体の一つであるけれど、すべての地方労福協に地元の生協が加盟しているわけではない。労働金庫法上、有力な会員であるはずの生協事業に対する労働金庫の融資残高はわずか三一億円と全体の融資額の〇・〇一%程度に過ぎない。総割りの行政指導のもとでそれぞれが独自に事業展開し、発展（成功）してきたため、お互いをビジネスパートナーとして見る必要がなかつた結果でもあろう。ただ、共済事業を共同で展開してきたことから、全労済と生協の関係には深いものがあるが。

同根であったはずの労働組合と生協の関係はいつの間にかきわめて疎遠になつてしまつていいふ。員外利用の禁止、県域規制などの法的規制から、全国展開する労働組合との接点が持ちづらかつたこと、班と共同購入を原則とする組合員のほとんどが女性で労働組合員と重なり合わなかつたこと、生協の消費者運動や環境運動が当時の労働運動の主要なテーマになりえていかつたことなど、様々な理由が考えられる。

また、食料難から戦後人々と誕生した生協、とくに地域生協は、その後食糧事情が若干好転したことや生協の発展を促す法制度が不十分であつたこと、ドッジラインで経営が危機的状況

に陥つたことなどから、その多くが短命に終わつてしまつてゐる。実際、一九五〇（昭和二五）年ごろからの数年間は、地域生協における運動が停滞し、労働組合陣営との接点が途切れがちになつたことも影響していのかも知れない。

## 2 労働運動と労金・全労済の関係の変化

労働金庫や全労済が設立された当時は、労働組合役員と事業団体の職員が一体となつて組合員をオルグし、普及活動を行なつてきた。文字どおり「ともに運動する主体」であった。その結果、全国の労働金庫では、一七・五兆円の預金量、融資額一一・五兆円に成長し、全労済はあわせて約八〇〇兆円の保障を引き受けるまでに成長してきた。

ところが、近年は事業団体と労働組合の関係があたかも「業者」と「お客様」の関係に変容してきたのではないか、という指摘を数多く受けるようになつてゐる。それは、事業団体の職員が労働組合を訪問する際の言葉使いにも表れてゐる。オルグにいくから「営業に行く」「お疲れさま」から「ありがとうございます」となんら変わらないことを、もっと自覚すべきではないだろうか。

### (2) 全労済との関係性

全労済との関係でも具体的な変化がみられる。全労済が職域協力団体でアンケートを実施いたしました」へなど、と。一方の労働組合役員も事業団体を同業者のワン・オブ・ゼムと見なすような傾向が強くなつてゐる。曰く「サービスが悪いぞ」というような。事業団体や労福協のことをまったく知らない役員も増えてきた。一般的な組合員なら、なおさらといわなければならぬ。

労働金庫との関係で具体的に述べてみよう。「労働金庫に融資を申し込んだが断られた」という話を昨今よく聞く。もちろん、組合員といえども融資できない、してはいけない人は存在する。ただ、ここで指摘したいのは、通常は貸せない多重債務者のことではない。労働金庫が断つた案件で、市中銀行では融資を受けられた事例が散見されることを指してゐる。そもそも銀行で融資を受けられないから労働金庫を作つたのではないか。やはり、組合員であるといふ「信用」はもつと考慮されるべきではないか。数少ない事例であつても労働金庫にとつてマイナスイメージは甚大である。

### (1) 労金との関係性

労働金庫のリスク管理債権比率は、他の金融機関に比べて低いことは事実であるが、過度の優良性の強調は「貸し渋り」となんら変わらないことを、もっと自覚すべきではないだろうか。

アを上回るようになったことも手伝つてか、労働組合と全労済の関係が思いのほか疎遠になつてゐるという事実をわれわれは突きつけられた。もつとも、見方を変えれば、このところ厳しさを増している全労済事業にとって、「宝の山」が眼前に存在していることが判明したと、とらえることができるのだが。

### 3 協同組合（連帯・助け合い）であるという認識の希薄化

最近の労働組合役員の中には、「労働者が困つたときには労働金庫が助けるのは当たり前、貸出金利はどこよりも安く、しかも預金金利はどこよりも高く」と主張する人がいる。これは、協同組合（金融）は連帯・助け合いを基礎として成り立つていて、その認識が希薄化していることの表れである。

いうまでもなく協同組織の神髄は、連帯・支え合い・助け合い、つまり「困つたときはお互いまさまである。しかし、連帯・助け合いといふ言葉はきれいに聞こえるが、実はそう簡単なものではない。たとえば、本当に困つている組合員に融資するための資金は、さしあたり今は困つていない組合員の預金が充てられる。まれに返済不能に陥ることもある。連帯し支え合う人々の利害は時として、立場によつて対立することもある。

情けは人のためならず——ぐるつと回つて自分のためになるのだという連帯・助け合いの意味を、労働組合も再認識する必要があろう。労

働運動がめざす「連帯社会」は、いい時も悪い時も支え合う、お互いの違いを認め合い、他人との煩わしい関係も受け入れながら、みんなが少しずつ折り合いをつけながら生きていく社会なのだから。労働金庫は市中の銀行と全労済は生損保会社と、生協はスーパーマーケットと市場で日々競争にさらされている。労働組合・組合員が協同組合にサービスの「いいところ取り」だけを求めていては、そもそも協同組合事業は成り立たないのである。

### 4 協同組合は「非営利」組織であるというJ&Pと意味の問い合わせ直し

生協法は九条で「営利を目的としてその事業を行つてはならない」と定めている。労働金庫法二条もまったく同じ規定が置かれている。そのため、「営利を目的としない全労済や労働

金庫が毎年のように利益を出しているのはおかしい」という労働組合サイドの「美しい」誤解を生んでいた。たしかに、営利を目的としない「非営利」という日本語の意味はきわめてわかりづらい。しかし、協同組合事業であつても一定の収益がなければ事業を継続できないことは言うまでもない。

では、協同組合が一定の利益を生むことと「営利を目的としない」「非営利」の関係をどう理解すればいいのだろうか。実は初めて知ったのだが、興味深い事実がある。農協法、生協法が制定された時期は、GHQ占領下にあつた。そのため、制定された法

律は日本文の官報で告示されるほかに、英文の官報が存在しているのである。それによると、農協法八条の「営利を目的としてその事業を行つてはならない」は、英文官報では "not the paying of dividends on invested capital" と訳されている。ところが、不思議なことに、翌年七月に制定された生協法九条ではまったく同じ日本文であるにもかかわらず、英文官報では "not profit making" に変えられているのだ。

すると、農協法制定時の立法府（もしくはGHQ）の意志は「出資金（invested capital）に配当金（dividends）を支払わない（not the paying）」ことが「非営利」事業体の条件である、と捉えていたことがわかる。逆に言えば、「営利」事業とは、出資金に配当する事業体であると理解していたと推察できる。実にわかりやすい論理である。

しかし、ロッジデール原則では制限つきながら協同組合にも出資配当を認めており、生協法上も当初から制限つきで出資配当を認めていたため、出資配当を明快に禁止していると読める英文だけを変更せざるを得なかつたのではないか。その背景には、冷戦の始まりで、それまで協同組合陣営に協力的であったGHQ民政局のニューディール派のスタッフが解任され、後ろ盾を失つたことも影響しているのかもしれない。しかし、今となつては、真相を解明することは難しい。

こうして、もともと日本語でも意味が曖昧な「非営利」という言葉を "not profit making" と訳

してしまったことによって、一層混乱が深まり、「非営利」の意味は、"non profit"だ、いや違う"not for profit"だ、などの議論や冒頭述べた労働組合サイドの誤解を生んでいた、と思われる。そして、「営利を目的としない」とは、一般的にはせいぜい貪欲な金儲けをいさめる倫理規定的な受け止め方になつてしまつていると思うのだ。

こうした歴史的経緯を受け止めつつ、現在の各協同組合事業体の定款上の規定と現実的に行なわれている出資配当を含めた配分実態をふまえれば、「剩余金の処分は利用に応じた配分を第一義とし、出資金の配当は劣後にする」ことを「営利を目的としない」「非営利」の今日的意味として再確認すべきではないだろうか。

## 5 戰後労働運動の分立・対立が影を落としている側面はないのか

このように、今日の労働運動が、自主福祉運動の成り立ち、その歴史や連帶・助け合い（共助）である協同組合の精神を忘れかけている、さらには協同組合の非営利性の意味をはき違えている面は否めない。このことは、労金・全労済の職員も同様で、結果として今日、労働運動と労働者自主福祉事業の関係が薄れていることにつながっていると思われるのである。

しかし、それだけではない。連合結成までの日本の労働運動は総評・同盟・中立労連・新産別の四団体が分立していたが、総評や中立労連に加盟していた労働組合が労金・全労済運動に

比較的積極的であつたのに対し、同盟加盟の労働組合の関わりが、産別や地域によつて濃淡はあるにせよ、やや薄かつたことも影響していることを指摘しておかなければならぬ。実は、戦後労働運動が「福祉はひとつ」と、こそつて取り組んだはずの自主福祉運動であるにもかかわらず、その後の総評・同盟という労働運動の分立と対立の歴史が結果として、労働者自主福祉事業に色濃い影を落としてきたのだった。以下、その歴史を労金・全労済とのかかわりで、追つてみることにする。

## 三 戰後労働運動の分立・対立と労働者自主福祉運動への影響

### 1 松岡駒吉と高野実

話を松岡駒吉と高野実の戦後の出会いから始めようと思う。労金や全労済の設立や運動に微妙な影を落とすことになったのは、二人の連携と後の対立に遠因があると思われるからである。

敗戦直後の一九四五（昭和二〇）年九月中旬、戦前の日本労働総同盟で会長だった松岡駒吉を、合法左派の全評のリーダーだった高野実が訪れた。ことあるごとに対立していた戦前のいきさつをこえて、①労働条件改善と日本経済再建の主導者としての任務、②産業別労働組合を主軸に民主的中央集権に則る同盟体、③組合員の正当加入の自由、の三原則にもとづいた「統一労働同盟」を作ろうという提案であった。松岡の

周辺では、高野を疑う声も強かつたが、敗戦という状況がそうした疑惑を打消し、共産党の指導によらない統一した大きな労働総同盟を作ろうという機運が盛り上がってきたのである。こうして、一〇月には総同盟結成（再建）の準備が始まった。

一方、共産党の指導による産別会議結成の動きも始まり、全体として二つの流れの組織が誕生することになる。一九四六（昭和二一）年八月に、産別会議と総同盟が相次いで結成された。総同盟が「日共の過去・現在の態度からしてにわかに信頼できない。社会党幹部を戦犯呼ばわりするのが労戦統一のさまたげ」といえば、共産党は「もつとも悪質なるものは、中央集権をもつてダラ幹の專制を強行している総同盟の体质である。荒畑寒村、高野実も同様」と批判するような状況であった。

その年の三月、英國のチャーチル首相が「鉄のカーテン」演説を行ない、ヨーロッパではすでに冷戦が始まろうとしていた。とはいえ、日本の軍国主義の残滓を一掃し、民主主義を育てるという理想に燃えたG H Qのニューデイール派のメンバーは、戦前の運動を持つ総同盟の体质を嫌悪していたようで、当時はまだ産別会議に同情的であった。

### 2 G H Qの労働組合政策の転換と高野実

一九四七（昭和二二）年に入ると、米国がトルーマンドクトリンやマーシャルプランを打ち出すなど、東西の冷戦構造がいよいよ顕著に

なりだし、労働組合に対する占領政策が容共から反共へ、徐々に転換していく。労働運動では、二・一ゼネストを機に産別会議のなかからも共产党の指導に対する批判が出始め、産別民主化同盟が誕生する。こうしたなかで、総同盟と産別民主化同盟が連携を強めていき、内外から産別会議の影響力が低下していくのである。その橋渡しの中心的な役割を担っていた総同盟少数派であつた高野実が、この頃から影響力を増していく。

そして、一九四八（昭和二三）年一〇月の総同盟第三回大会で、高野が右派の原虎一を破つて総主事に選出される。その年、昭和電工事件で総同盟右派の西尾末広が逮捕され（後に無罪）、総同盟大会で除名されたのも微妙に影響したのかもしれない。この頃、GHQのながらニューディール派のスタッフは一掃され、占領政策もそれを具体化する労働省の施策も反共一辺倒になつていく。

それにもなつて、GHQ労働課のプラッティと労働省の飼手労働組合課長が、総同盟主事の高野をバックアップしていく、と巷間伝えられている。

### 3 総評結成、総同盟解散をめぐる対立と労金・全労済

具体的には、労働省は一九四八（昭和二三）年一二月、反共宣言ともいえる「民主的労働組合関係の助長」という次官通牒（通達）を出す一方、翌一九四九（昭和二四）年四月には、そ

うした労働組合が労務用物資の調達や生活福祉問題に取り組むことを、全国的に支援せよとする「労働福祉関係事務の推進」という労政局長通牒を出している。そして、労働省の支援を受けて、四ヵ月後に中央物対協が設立されたことは先述した。中央物対協事務局は当初は労働省内に置かれたのであった。

こうしたなかで、高野実が主導権を確立したといわれる一月の第四回総同盟大会では、労働銀行・共済の設立が決議され、翌一九五〇（昭和二五）年七月の総評結成大会でも「罷業銀行」設立の決議がなされるなど、労働銀行・共済を作る動きでは、労働運動は一致していたのであった。そして、労働銀行（当時は信用組合）設立の動きは各地で始まり、実際、労働界全体のコンセンサスを得て、九月には岡山で、一二月には兵庫で事業が開始されている。

しかし、労働運動のあり方をめぐり、一九五〇（昭和二五）年から一九五一（昭和二六）年にかけて、左右の軋轢が表面化するにつれて、事情は一変する。総同盟を解散し産別整理をしたうえで、新たに結成する総評に結集させようとした高野と、総同盟解散に反対する右派との対立である。その結果、対立の激しい地域ほど、労金・全労済の設立とその後の運動にねじれを生むことになった。

4 ブラッティ書簡をめぐる人間的不信

総同盟右派の高野実に対する人間的な不信も、対立を増幅させたように思える。典型的には、

一九五〇（昭和二五）年六月、全総同盟第五回大会直前に、GHQ労働課のブラッティから滝田実委員長に送られた書簡をめぐる問題である。GHQ労働課がアメリカの労働事情を視察させるために、総同盟主事の高野実の推薦で、全総同盟執行委員で大日本紡績労組大山支部の徳田千恵子を指名したのが、ことの始まりである。本部の高山恒雄組合長は聞かされておらず、手続き的に問題があるとして「徳田君を全総同盟の代表として認めるとはできないし、この問題でGHQや労働省のとった態度は遺憾である」という態度を決めた。ブラッティ書簡はこの決定を非民主的であると高山組合長を名指して批判したのである。

そしてこの書簡の写しが、全総同盟大会会場で大量に撒かれたことから、真偽はともかく一連の動きは高野らが企てたことだ、と思われたのであった。この問題で、高野に対する不信が一層つづり全総同盟の大会では、高野がリーダーの一人である総評加盟が保留される一方、有力な会長候補であった高山から滝田実会長の続投が決まつたのである。

こうした、不信と路線対立が労働金庫や全労済の設立に反映していることを具体的に見ておこう。

### 5 大阪労金と関西労金、神奈川労金と友愛勤労信用組合

大阪と神奈川で労働者の信用組合が二つできただ背景には、労働組合間の組織対立が横たわつた

ている。一九五〇（昭和二五）年七月に総評が結成され、一ヶ月には総同盟第五回大会で総同盟が分裂、翌年三月に総同盟は解散して総評に合流している。これに反対した総同盟刷新派は一九五一（昭和二六）年六月に総同盟を再建することになった。その中心メンバーが大阪の金正米吉であり、神奈川の天池清次、埼玉の井堀繁雄であった。総同盟解散を推進した高野実との対立もある。

一九五二（昭和二七）年一月に総評加盟組合を中心として大阪労金（大阪勤労信用組合）を設立したのに対し、七月には、大阪総同盟を中心とする関西労金（大阪勤労信用組合）が誕生している。そして、双方とも労金法制定のために労働省の肝煎りで設立された「労金協会」に加盟した。総同盟大阪の会長で、関西労働金庫初代理事長になつた金正米吉は、すでに設立されていた埼玉労金井堀繁雄理事長から「一県一金庫の認可基準ができるので早くやらないと作れなくなる」とせかされて設立したという。こうして、一九五三（昭和二八）年に労金法が制定され、一県一金庫の認可基準が作られたにもかかわらず、例外的に大阪では二つの労働金庫が併存することになった。両金庫は、一九九九年（平成一）年、近畿労金設立時によく合流した。

また、神奈川県では、一九五二（昭和二七）年三月に神奈川労金（神奈川勤労信用組合）が設立されたが、翌一九五三年（昭和二八）一一月、天池清次を理事長とする友愛勤労信用組合

が誕生している。一本化をはからうと、瀬戸喜久雄（当時日産生協専務理事）が、総同盟神奈川の主事であつた天池清次を訪ね、「イデオロギーの相違なんだから俺は俺、お前はお前で勝手にやる」ということでは神奈川に労働者の金融機関が二つできることになる、と説得に行つたが物別れに終わつたという。友愛勤労信用組合は、労金法制定以降に設立されたため、一県一金庫の原則から労金法による労働金庫に転換できないまま、一九九五（平成七）年に神奈川労金に事業譲渡され、一本化された。

ただ、埼玉県ではすでに総同盟分裂前からすべての労働組合を結集して、井堀繁雄を中心に戦争の設立準備が始まっていたので、労金が分立することがなかつた。そして、埼玉労金は総同盟再建直後の一九五一（昭和二六）年七月に井堀繁雄を初代理事長として営業を開始している。

このように、総評と総同盟との対立が激しかつた県では、労金と総同盟（のちの同盟）加盟組合との関係は深くはない。これは、全労

国金属が結成された。それに対して、翌一九五

一（昭和二六）年、総同盟金属解散に反対する

大阪・神奈川・埼玉などの労働組合を中心に全

金同盟が再建されている。そして、全金同盟が

一九五三（昭和二八）年に総同盟金属共済とい

う単産共済をスタートさせている。一九五四（昭和二九）年一二月の大阪での火災共済（全

労済）開始よりも以前のことである。その後も、

化学、食品、専売、海員組合など、いわゆる総

同盟再建派の産別が単産共済を開始している。

これに対して総評全国金属は、他の総評グループの労働組合とともに各県で共済（全労済）運動に力を入れていくことになる。実際、国労や

日教組、自治労、全通、全農林、全電通など総

評グループの組合が単産共済を開始するのは、

一九六三（昭和三八）年以降である。

そして、一九七二（昭和四七）年、総同盟金

属共済の中心メンバーの一つであつた全金同盟埼玉地方金属（二万七〇〇〇人）が中心となつて地域共済として「県民共済」が作られた。こ

れに対して全労済サイドが「似非共済だ」と批判したことから、両者の対立傾向は一層強まつたのである。一九八三（昭和五八）年に全労済

が「こくみん共済」を発売したが、県民共済も

その頃から全国展開し、現在では四四都道府県に作られている。

総評結成後の総同盟分裂と再建、全労会議、同盟結成にともなう労働組合間のイデオロギー対立（幹部の人間関係に根差すところも大きい）、激しい組織競合の結果、総評＝「全労済」、

総同盟・全労会議・同盟系「全労済と一線を画す」というイメージがあがつた。この傾向は、分裂と組織競合の度合いによって、各県で濃淡が見られる。

このように、労働運動をめぐる高野実と松岡駒吉の戦後直後の協力関係と後の対立が、曲折を経て労金・全労済などの労働者自主福祉事業に深い影響を与えることになったのである。

## 四 労働運動と労働者自主福祉運動の関係性～未来に向かって

### 1 二〇一二年国際協同組合年の持つ意味

二〇一二年は国連が定めた「国際協同組合年」であった。新自由主義が横行し、実体経済とかけ離れた金融経済が社会を動かした結果、世界中で格差が拡大し、貧困が固定化してしまった。日本も例外ではない。年収二〇〇万円以下のいわゆるワーキングプアが一一〇〇万人を超えて、人々が孤立化した貧困社会になってしまっているのだから。

その貧困を克服するうえで、二〇〇八年のリーマンショックにも健全性を發揮した協同組合の枠組みはきわめて有効であると考えられるので、各国政府に対して協同組合に対する法制化の整備、税制上の後押しを求めるのが、協同組合年の意味である。

それを受けて、国際協同組合同盟（ICA）は二〇一二年一月、国際協同組合年のスター

ト地点として、二〇二〇年を視野に入れた「協同組合の一〇年に向けた計画」を発表している。協同組合の発展こそ、人々のきずなと安心できる暮らしほとんどのことを確信して、そこでは、自治と自立、組合員による民主的管理を通して、①経済・社会・県境の持続可能性において認知されたりーダーとなる、②人々にもっとも好まれるモデルとなる、③もつとも急速に成長する事業形態となる、という目標を掲げている。

では、貧困社会日本から抜け出し、安心・共生の社会をつくるために、労働運動と労金・全労済をはじめとする協同組合事業が、未来に向かって具体的にどのような目標を持ち、役割を担うべきなのだろうか。

結論を先回りしていえば、労働の尊厳が尊重される社会をつくるための労働運動の力と暴走する市場経済の領域を縮小・相対化するための労働者自主福祉事業・協同組合経済が結合し、連携を再構築すること、そのうえで、それぞれの組織が「共益」の殻を超えて「公益」組織へ脱皮することが必要であることを指摘したいと思う。以下、具体的に述べてみよう。

### 2 協同組合事業を通じて「共益」から「公益」へ

中央労福協は、二〇一二年を国際協同組合年とする国連総会宣言もふまえて、暴走する市場経済の負の側面を縮小・相対化する連帯経済の担い手としての「協同組合」の新たな展開に関

する研究会を発足させ、協同組合がメンバーシップを基礎としつつ公益的機能を發揮していく必要性を提言としてまとめた（協同組合の新たな展開——連帯経済の担い手として——）二〇一一年一月）。

実際、研究会が行なった実態調査では、共助の組織でありつつ、事業を通じて公益に寄与する積極的な活動を行ない、成功している事例がいくつか紹介されている。

本体事業の一環として、在宅介護や高齢者住宅への配達、買い物弱者や高齢者への生活支援などの地域サービスを開拓しているもの、医療・福祉・介護サービスの供給自体を目的とした協同組合を設立し、地域社会に貢献している事例、組合員からのカンパを原資に別法人を設立し高齢者福祉事業を展開しているもの、産地との交流を基礎にしつつ、行政や農協とのネットワークを広げることにより、地域の活性化に寄与する産直運動の事例などがあげられている。人びとが現に生活している地域社会で、生活に必需的な様々な社会サービスの提供に協同組合が役割を果たすことは、同時に新たな雇用・就労の場を作り出すことにもなるわけで、二つの面で公益性を發揮することにつながってくるのである。

### 3 本業の融資で公益性の發揮

～労働金庫への期待と可能性

こうした協同組合のあらたな事業を後押しす

るために、本来は労働金庫からの事業融資・協力が欠かせない。

しかし現実には、

労働金庫の二号会員である

消費生活協同組合および連合会に対する融資残高は四〇八〇億円強、うち生協の事業運営や設備資金などいわゆる事業資金の融資額は、先述

したとおり三一億円に過ぎない。さらに、労働金庫法で、金融庁長官および厚生労働大臣が融資先と認めている（施行令三条）地方公共団体

へは二二〇〇億円、社会福祉法人一五億円、N

P.Oへの融資残高は一三億円、医療法人に至つては二〇一二年には融資実績がゼロになってしまっている。生協を母体にした特養施設が、設立時の資金調達で労働金庫に融資を打診したが断られた、という事例も先の研究会報告でも指摘されている。労働金庫側に融資ノウハウが乏しいとはいえ、融資実績を重ねなければ、待つているだけではノウハウは蓄積されない。

地域社会に貢献する事業に対する資金需要はきわめて多い。たとえば、団塊世代の老後を支える「高齢者向け集合賃貸住宅」の需要が増え、社会福祉法人、生活協同組合、医療法人などが積極的に建設・運営に関わろうとしている。退職者の相続や遺言、成人後見人、リバースモゲージなど生涯を通じた取引を広げれば、労働金庫の信用力はもっと高まるはずである。

また、「協同労働の協同組合法」制定が期待されている。「労働」「出資」「経営」三位一体の労働者協同組合である。これまで根拠法がないため、企業組合や有限会社などの法人格で高

齢者・児童・障がい者等の福祉事業、子育て・保育事業をはじめ広範な事業を行なつていている。

このように、生協向けの事業融資を積極的に行なうことはもちろん、地方公共団体との連携、公益社団・財団、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など、金融庁長官および厚生労働大臣の認める団体に対するアプローチを強めて、これらの法人の資金需要を調査し、取り込んでいく必要がある。

労働金庫は、こうした事業の資金需要に応えるのにもつともふさわしい金融機関である。協同組合やNPOが新たに地域で提供し始めている事業の資金ニーズに応えることは、共益組織で始まつた労働金庫が自らの事業そのものを通して「公益」に寄与するのである。同時に、それは住宅ローン融資に偏重し過ぎていると指摘されている労働金庫の、個人向け住宅ローンに代わる骨太の融資モデルになる。労働金庫への期待と可能性はそこにある。

#### 4 優遇税制の一部を「公益」に拡張する

協同組合は組合員のための組織である。組合員以外の利用は原則的に認めないと意味で、典型的な仲間うち（共益）の組織、いわばクラブである。その共益組織である「協同組合」には、事業分量に応じた配当金全額が損金として認められているほか、法人税・固定資産税・事業税・印紙税などで相当程度の優遇税制が適用されている。いま、TPPの議論を機に、また県域規制との表裏の関係として一〇〇年以上前ぞろ金融・保険の競争条件の内外イコールフック

ティング化（公的介入、優遇税制の排除）が叫ばれ出している。なぜ、共益組織に税の優遇をしなければならないのか、と。

ところで、協同組合に対する優遇税制はいつから、どのような理由で始まつたのであろうか。

税の優遇は、明治三三年の産業組合法成立時にとられた措置であるようだ。地租改正で貨幣経済が農村にまで及ぶようになったとはいえ、人口の八割が小農・小商人・職工であった明治時代。とくに、日清戦争後の恐慌が深刻化したため、中産以下の国民の困窮による社会不安を抑え、地方経済の維持・充実をはかるためには、たとえ官僚主導による協同組合であっても、その制定が急がれたのである。産業組合法の衆議院における法案審議の過程で、「産業組合法においては政府が保護する点は甚だ少ないので、所得税・營業税を免除する位の保護を与えて然るべき」、「産業組合に所得税を課す」ということは、一般公衆に対しても營業をなすと見做してあるよう、組合員の範囲内で事業を行うというこの立法の趣旨にもとる」、また「相互の信用が能く密着して居る所の利便を計るといふのが目的で、なるべく一市町村に亘らせぬ方針」などの議論を経て、税免除の法律が制定されたのである。

産業組合法を引き継いで、戦後制定された「消費生活協同組合法」や「労働金庫法」における税の優遇措置は、今日の厳しい員外規制、県域規制との表裏の関係として一〇〇年以上前に誕生し、引き継がれているといえよう。

それでも、戦後直後に作られた各協同組合法における組合員は、生協、労働金庫、全労済にせよ、当時は相対的に社会的な弱者と見なされていましたがゆえに、税の優遇措置にもそれなりの説得性がありました。しかし今日、いわゆるワーキングプアが全労済や生協の組合員になるのは、容易くはないし、未組織の非正規労働者を労働金庫の融資システムにそのまま適用するのも実際には難しい。そのため、今日の協同組合の組合員や労働組合員は、社会的にはむしろ「勝ち組」と見られがちである。それだけに、「勝ち組の仲間内組織になぜ税を優遇しなければならないのか」という声にどう応えるかが問われているのだ。

「一人は万人のために。万人は一人のために」で始まつた協同組合はたしかに「共益」組織であるとはいうものの「公益」にもつとも親和性のある組織である。であればこそ、こうした状況変化を受け止め、事業で得られた利益や剰余金（優遇されている税額相当分も含め）の一部をこれまで以上に目的意識的かつ積極的に「公益」に拠出していく必要性があるのでないだろうか。それはまた、ICAの地域コミュニティへの貢献という原則に合致するだけでなく、協同組合の理念に照らせば、むしろ必然的に果たすべき役割だと思うのだ。

優遇税制を社会に還元する動きは、社会福祉法人でも始まつてある（ユニバーサル志縁社会創造センター『現場発』社会福祉法人のあり方調査・研究事業報告書』二〇一三・三）。

あの経団連でさえ、経常利益の一%を社会貢献事業に拠出する「一%俱楽部」運動を行なっているのだから。

「共益」を超えて「公益」へ。それは、これから協同組合と労働組合が挑戦すべき方向性である。

## 5 すべての労働組合の方針に

### 「労金・全労済運動」推進を「連携の再構築

「労働金庫」や「全労済」は単なる「出入り業者」ではない。労金運動とともに推進する主体であることはいうまでもない。労働組合の議案書には労働金庫や全労済のきれいな宣伝が印刷されていることが多い。しかし、本文の運動方針に「労金運動・全労済運動」の項目を掲げる例はめっきり少なくなっている。これでは、ふだん宣伝ポスターにしか接していない一般の組合員が労働金庫を一つの「出入り業者」と考へても不思議ではない。労働運動がこれを機に、労金、全労済、生協などの協同組合を外の者（出入り業者）と見なす現状を改め、「ともに運動する主体」としてお互いの関係性を見直したい。手始めは、「労働金庫運動、全労済運動、協同組合との連携」を労働組合の運動方針に掲げることである。

## 6 労働組合も「公益性」の発揮を

連合は、二〇一三年新春アピールで、「社会運動の核となり、格差、貧困など社会の不条理に敢然と立ち向かっていく覚悟です。そのため

には、労働金庫、全労済、労福協等と培つてきた共助の輪に、非正規労働者、長期失業者など最も共助を必要としている人々が参加できるよう、具体的な取り組みを進めなければなりません」と述べている。

ならばその取組みの第一歩を、優遇される税の一部を非正規労働者や生活困難者に対する支援に当てることから始めてほしい、と思う。

具体的には、労働組合に還元されている利用配当や出資配当、支払委託手数料の一部を拠出するのはどうだろうか。加えて、労働運動が過去から當々として積み立ててきた一兆二〇〇〇億円にものぼる闘争積立金の利息の一部を拠出することも考えてもらいたい。こうした行動こそ、社会的労働運動を進める労働組合が公益性を發揮するまたとないチャンスである。労働組合幹部の叡智と決断に期待している。

## 7 労働組合から公益性を発揮する

### 具体的な提案を

税引き後利息の一〇〇%を、開発途上国の学校・医療などの生活向上や環境保護のために活用する『ゆうちょボランティア預金』のアイディアも、そもそもは労働運動から出たと聞いている。一方、労働金庫は阪神淡路大震災直後に、利息の一部を震災被災者の支援にあてる定期預金「エール三〇」を発売し、組合員の善意五〇〇億円を集めめた実績を持っている。こうした試みは、東日本大震災復興支援にも受け継がれている。大震災が発生した時に、助け合いの精

神で目的意識的に利息の一部を拠出するような金融商品は、たしかに労働金庫から労働組合に提案はできよう。しかし、恒久的な制度として、預金利息の一部を「公益」に使えるような仕組みは、労働組合サイドから積極的な提案がなければ実現は困難であろう。仕組みがあれば協力する組合員は多いはずだ。ローン返済を終えた退職者なら、意味あるお金の使い方により敏感に反応してくれるだろう。各級レベルの推進会議で、労働組合サイドから労働金庫への提案を望みたい。

また、連合静岡と静岡労福協で実施している、労働組合が労金からの利用配当金や出資配当金の一部を基金として積み立て、公益に支出するような仕組みを、他県でも労働組合サイドから提案してもらいたいと思う。こうした行動こそ、社会的労働運動をすすめる労働組合の使命でもある。

## 8 協同組合に関する人材養成

協同組合運動を担う人材を育てる仕組み作りが欠かせない。しかし、協同組合の理念と事業遂行能力（そろばん勘定）を両立させることは実際にはきわめて難しい（両立させるしんどさは協同組合につきまとう永遠の課題なのかもしれない）がゆえに、そのバランスをとれる人材を養成することは容易ではない。

わが国協同組合の生みの親である賀川豊彦が晩年協同組合の精神を七つにまとめた「協同組合中心思想」が参考になる。生み出した利益

はみんなで分かち合う【利益共楽】、強欲に走らない【人格經濟】元手はみんなで持ち寄る【資本協同】、誰も掠め取らない【非搾取】、一人一票原則、現場に近いところで物事を決めていく【権力分散】、時の政府や政党におもねることのない自立精神をうたった【超政党】、それらのことを繰り返し伝え学ぶ重要性を説いた【教育中心】である。

理念・道徳と本音・本性を揺れ動く人間の気持ちを是認したうえで、だからこそしあくくりに「教育」を繰り返す必要性を掲げているのは、そもそも協同組合事業の運営の困難さを表しているのである。

協同組合運動の社会的意義や使命を理解すると同時に、事業継続のための収益確保の重要性や人と人、人と組織、組織と組織をつなげるコーディネート機能を理解し体得する人材を育成するための幾層もの仕組みを、労働組合と協同組合の共同事業として作り上げてほしい。二〇一五年四月開設予定のそうした人材育成の「連合大学院」は、その一つとして大いに期待したいと思う。

【参考文献】  
\* 秋葉武「協同組合の社会性～共済政治をめぐって」

- \* 寺本由一「寺本由一さんが語る——敗戦から労働組合結成へ」新潟日報事業社、二〇〇四年。
- \* 営面秋芳「労働金庫の全国的設立Ⅰ」「社會問題研究」一九六七年。
- \* 営面秋芳「労働金庫の全国的設立Ⅱ」「社會問題研究」一九七〇年。
- \* 富田順一「労働者協同組合～その思想と運動」水曜社、一九七四年。
- \* 中川雄一郎・杉本貴志「協同組合を学ぶ」日本経

【共済と保険】一〇一一年二月号。

\* 家の光協会「新版協同組合辞典」一九八六年。

\* 宇佐見忠信「志に生きる扶桑社、二〇〇三年。

\* 小野桂之介「農民共済グループ躍進の研究」東洋経済新報社、二〇〇四年。

\* 全国労働金庫協会・三十年史編纂委員会「全国労働金庫協会三十年史」一九八一年。

\* 杉本時哉「労働金庫」教育社、一九七九年。

\* 住沢博紀「組合その力を地域社会の資源へ」イマジン出版、二〇一三年。

\* 高野実「高野実著作集」柘植出版、一九七六年。

\* 高山恒雄「時に燃えて——高山恒雄自叙伝」中部パブリシティ・センター、一九七九年。

\* 中央労福協「中央労福協二〇一〇年ビジョン」二〇〇九年一月。

\* 中央労福協「協同組合の新たな展開」連合総研、二〇一一年。

\* 寺本由一「寺本由一さんが語る——敗戦から労働組合結成へ」新潟日報事業社、二〇〇四年。

\* 営面秋芳「労働金庫の全国的設立Ⅰ」「社會問題研究」一九六七年。

\* 営面秋芳「労働金庫の全国的設立Ⅱ」「社會問題研究」一九七〇年。

済評論社、二〇一二年。

\* 中原准一「産業組合法の制定過程について」『北海道大学農経論叢』一九七二年。

\* 日生協創立五〇周年記念歴史編纂委員会『現代日本生協運動史（上）（下）』日本生協連、二〇〇二年。

\* 二宮康裕『二宮金次郎の人生と思想』麗澤大学出版、二〇〇八年。

\* 兵庫労働金庫調査室『労働金庫運動史』兵庫労働金庫、一九七〇年。

\* 古川薫『志士の風雪～品川弥二郎の生涯』文芸春秋、二〇一二年。

\* 本位田祥男『労働者組合金融論』日本評論社、一九七四年。

\* 牧田陽一『創業期労働金庫の回想』第一書林、二〇〇八年。

\* 宮部好弘『改正生協法を考える』コープ出版、二〇〇八年。

\* ものがたり戦後労働運動史刊行委員会『ものがたり戦後労働運動史』連合新書No.1～10、第一書林、一九九七～二〇〇〇年。

\* 山本秋『日本生活協同組合運動史』日本評論社、一九八二年。

\* 吉原毅『信用金庫の力』岩波ブックレット、二〇一二年。

\* 連合『連合二一世紀宣言』二〇〇一年一月。

\* 連合『二一世紀を切り開く連合運動——二一世紀ビジョン』二〇〇一年一〇月。

\* 連合評議委員会『最終報告』二〇〇三年九月。

\* ろうきんあり方研究会『これからの労働金庫を展

望する——「ろうきんあり方研究会」報告書——

社団法人全国労働金庫協会、二〇一二年五月。

\* 労働者共済運動史編纂委員会ほか『労働者共済運動史』一～一九、全国労働者共済生活協同組合連合会、一九七三年～二〇〇七年。

(1) 一九四九（昭和二十四）年一一月総同盟第四回大會、一九五一（昭和二十六）年三月の総評第二回大會でも「労働銀行設立に関する件」が独立した議案として取り扱われている。にもかかわらず、なぜ労働銀行ではなく労働金庫となつたのか。

一九五一年（昭和二十六）年、市街地信用組合の銀行転換にあたって、信用組合サイドは「銀行に成り下がりたくない」と「信用銀行」案を拒否したと伝えられている。それは、戦前の銀行が農村から集めた金を主として中央で運用するばかりで、地方経済に寄与したのは信用組合だという強い自負心からであった。そのため、当時の大蔵省船山銀行局長が、「政府機関だけしか使つてない金庫という名称をつかつて、信用金庫はどうか。金は銀よりも上です」と説得し「信用金庫」になつたといふ。たしかに、大正年間の辞書を引くと、「金庫」は「国または地方公共団体の現金出納事務を取り扱う機関」とある。事実、戦前の産業組合中央金庫（後の農林中金）、商工組合中央金庫、庶民金庫・恩給金庫・復興金融金庫（戦後、国民金融公庫、日本政策投資銀行）など、金庫の名称は政府系機関にしか使われていなかつた。

こうした事情を反映してか、当初「労働銀行」創設をめざした労働組合も「労働金庫法」制定に

動き出し、早くも一九五一（昭和二十六）年二月には労働金庫設立促進全国連絡会議が労働省の肝煎りで発足している。なお、信用金庫法の改正で、一九五三年秋以降はそれまでに金庫の名称を使っていた事業体を除き、信用事業に「金庫」という名称を使うことが禁じられたが、労働金庫法はそのままの直前に制定されたために、かろうじて労働金庫を名乗ることができたのである。なお、それ以降の政府系金融機関は「公庫」を名乗つてゐる。

ただ、労働運動が昂揚した大正期一九二一（大正一〇）年、東京市認可の「信用組合労働金庫」が設立されたが、事業が成り立たず五年で解散している。労働金庫と称し、東京市が認可したその間の事情は不明である。

銀行と金庫のいわれをめぐるエピソードとして記憶にとどめたい。

(2) 一九四五（昭和二十）年一一月に結成された日本協同組合同盟（日協）は「労働者・農漁民による自主的金融機関の設立と高度なる協同的社会保険の確立」を決議している。協同組合による信用事業および保険事業の志向である。そして、GHQとも相談のうえ、一九四七年（昭和二十二）年春までに、日協は「生活協同組合法案」を作り終えていた。内容は、「組合員の自由な意志と協同の精神により協同組合を設立することができる」（認可ではなく準則主義）とし、金融事業、保険共済事業も包含するもので、実現のために六五万人の署名活動をも展開した。しかし、その年の秋に、それまで尽力してくれていたGHQ民政局の担当官（ニューディール派のスタッフ）が解任され、

後ろ盾を失つたこともあり、結局翌年七月に制定された法律では準則主義が消え、「国民の自發的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の向上を期すること」が目的とされ、名称も「消費生活協同組合法」と戦前の「消費組合」の名残である「消費」が頭に加えられ、事業内容も金融事業は認められず、保険事業は「組合員の生活の共済を図る事業」とされたのである。

ところで、われわれは今日「生活協同組合」という言葉を当たり前のように使っているが、戦前の消費組合・購買組合に代わって、ここで初めて「生活」協同組合という用語が使われている。日協案作成に関わった山本秋（おさむ）氏が、戦前の消費組合運動をしており、最も「消費ばかりしているとなくなつちやう」という主婦の声を覚えていて、消費組合に代わる「生活」協同組合という名称を提案したと述べている。労働力を再生产するうえで必要な安全な日常生活物資だけを扱い、ぜいたく品は扱わないだけでなく、購買事業にとどまらない労働者の生活全般に関わる助け合い事業をめざすという意味を込めて「生活」と名づけたようだ。

ただ、太平洋戦争勃発の前年、全国消費組合協会が、「隣組を母体として基本的生活協同組合結成を指導する」と国家の物資配給を円滑に行なうため、消費組合を生活協同組合に再編するという方針を決め、ここで「生活協同組合」という用語が使われている。山本秋氏の発案が、これと関わっていたかどうかは不明である。生活協同組合（生協）という言葉の誕生秘話である。

(3) 今日では、広く市民権を得ている「共済」という言葉だが、「保険」と何が違うのかと問われるとき、考へ込んでしまうのではないだろうか。保険会社の取り扱うものが「保険」で、協同組合のそれが「共済」なのだと答える、「でもなぜ違うの？」と問い合わせると、たちまち答えに窮してしまう。

わが国の協同組合陣営は戦前から一貫して「保険」事業への参入を求めていたことは知られている。それなのに、いつからどんな理由で「共済」事業と呼ばれるようになったのか。そして、そもそも「共済」という言葉の由来は？

日本の協同組合法制は明治三三年に制定された「産業組合法」にさかのぼる。その法律にもとづいてつぎつぎに設立された産業組合の中核である「産業組合中央会」は大正一三年の大会で、「生命保険開始の件」を決議し、保険事業への参入運動を展開していく。しかし、保険業界の強い反対によってこの運動は頓挫してしまう。何よりも、「保険事業は……株式会社または相互会社に非ざれば之を當むことを得ず」という保険業法三条の大きな壁を突破することができなかつたからである。昭和一七年、産業組合中央会が既存の保険会社を買収して「共栄火災保険会社」を設立したのは、保険業法三条をくぐり抜ける便法であった。

戦後も、協同組合陣営は保険事業への参入をめざし、保険業法改正を求めている。そして、賀川豊彦も参加した昭和二一年四月の第一次金融制度調査会・保険業法改正専門委員会は、「現行保険

業法に規定する保険業の形態に株式会社・相互会社の外、協同組合組織のものを認める」という試案を出し、大蔵省も「協同組合保険は協同組合運動の一環として行わなければならない、原始的保険（講や結のようなものを指す）は採用しない」という条件付きながら認める見解を示していた。やつと念願が叶うかにみえたのだが、翌年一月の第二次金融制度調査会の最終答申では、なぜか協同組合保険に関する条項はすべて削除されてしまったのである。

この間の事情を知るために、農業協同組合法制定過程の論議が参考になる。ちょうど時期が重なるからである。協同組合に保険事業を認めるか否かについては、日本政府はもとよりGHQのなかでも意見が分かれていたようだ。認めようとしたのはGHQ天然資源局であった。当初農林水産省に示した案によると、協同組合にも「組合員の損害を保険する事業 (business of insuring)」を営むことを認めており、農水省はそれをmutual insurance=相互保険に修正して提案したのである。一方、保険業界の意を受け、協同組合に保険事業を認めたくない大蔵省とGHQ経済科学局がそれに強く反対し、最終的にはmutual reliefに変えられてしまった。大蔵省はそれを「共済」と訳したのである。

実は、明治四〇年の鉄道府現業員にはじまつて、海軍、陸軍、印刷局、通信、造幣局などで、一定の掛金を積み立て相互の福利増進をはかる「共済組合」と称する組織が設立されている。協同組合が、限られた範囲での互助組織である「共済

組合」と類似しているところから、大蔵省が「共済」と訳したのではなかろうか。協同組合保険が共済と呼ばれるようになつたといきさつである。

では、そもそも「共済」の用語の由来はどうにあるのだろうか?

幕末に福沢諭吉が、economyを経世済民（世）くにを経（おさめ、民）たみを済（すくう）にヒントを得て、「経済」と訳したといわれている。また、ヨーロッパの協同組合が日本に紹介された明治二年には、原初的協同組合ともいべき共立商社、大阪共立商店などが設立されており、ここで「共立」が使われている。実は「共済」は、

明治一四年に安田善次郎がつくった「共済五百名社」（安田生命保険の前身）に初めて用いられた言葉のようなのである。「共済組合」誕生のはるか以前である。

けれども、ともどもに協力して起すという意味の「共立」は古くからの日本語だが、「共済」という言葉が明治一四年以前に使われていた事例は、知る限り見当たらない。手許にある昭和初期の『詳解漢和大辞典』（富山房）には「共立」と「經濟」は掲載されているが「共済」はない。

こうした流れを見ると、「共済」という言葉は、「共立」「經濟」を組み合わせて、共（ともども）に済（すべく）という意味の安田善次郎による造語だと思われるのである。

(4) 労働組合と労福協が中心になつて、一九五四年（昭和二十九年）年に大阪で、翌年五月に新潟で、火災共済事業を開始したのが全労済の起りである。その半年後の一〇月一日未明に起きた新潟大火を

契機にして、共済事業が全国に展開していくのである。なぜ、新潟大火が大きなきっかけになつたのか、その経緯を記しておきたい。「借りた金は返せるが、失った信用は二度と戻らない」と、掛け金収入をはるかに上回る一〇〇〇万円もの見舞金を、新潟県内の二〇の労働組合が新潟労金から借り入れ、迅速に給付し終えたことで、火災共済の信用が一気に高まつたのである。実は、その大火の直前九月二九日～三〇日の二日間、近真労福協の専務クラスが新潟に集まり、始まつたばかりの火災共済の仕組みを勉強していたのであった。帰路についたその日の夜中の大火に、参加した誰しもが、「これで新潟の火災共済はつぶれる」と思ったようだ。もとより当時の中央労福協にも助力する資金的余裕があるはずもなく、また、人格なき社団であつた新潟県労福協に対して新潟労働金庫が直接融資することもできなかつた。そこで、県内の労働組合が闘争積立金を担保に新潟労金から融資を受け、給付をしたのである。「つぶれる」と思った新潟の火災共済事業が不死鳥のように立ち上がつた共助の実績を目の当たりにして、他県の労福協がつきつぎと共済事業を開始する契機になつたという意味で、新潟大火は記憶にとどめておくべきであろう。火災共済はリスクを分散すればするほど安心できることから、新潟大火直後、中央労福協と共に済懇話会が生まれ、労済設立世話人会議へと発展、ついで労済協議会・労済連、そして今日の全労済につながつていくのである。

(5) 一九五〇年六月二三日付で、G H Q 労働課のヴァル・プラッティーから全国織維産業労働組合

同盟の滝田実委員長に宛てられた書簡を指す。一部を抜粋する。「親愛なる滝田氏 私は貴下の組合の綿紡部会に存在する重大なる事態につき貴下の注意を喚起したいと思う。……綿紡部会長兼大日本紡績分会長高山ソネヲ氏は会社側よりの不当な攻略に対し該組合員を擁護せなかつたのみならず、さらに經營者と共謀の下にその攻撃に加わつたのである。彼の行為は許し難き組合役職の悪用である。……若し貴下が希望せられるならば、私は本問題につき、喜んで貴下と直接お話し申し上げるであろう。敬具」

(6) 日産労組は友愛勤労信用組合との関係が深かつた。それにはつぎのようないエピソードがある。一九五三（昭和二八）年の日産争議で、全自日産分会が分裂し、ほとんどの組合員が新しい日産労組に移つた。当時、全自日産分会は組合員の生活資金を労働金庫からの融資でまかなつてはいたが、借り受けた組合員は返済しないまま、日産労組に移行したのである。そこで、労働金庫は組合員個々人の取り立てを行なつたところ、日産労組の役員は「労働者のために作った労金が、労働組合間の対立を煽るのか」と激怒した（塙路一郎『日産自動車の盛衰』緑風出版、一九一二年八月）。こうした事情もあって、日産グループの労働組合が労働金庫との関係を持つのは、友愛勤労信用組合が神奈川労金に吸収されて以降のことである。

（たかはし ひとし）